

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービス（独自）A2）

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
			種類	項目		
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割の場合	123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算	
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算	
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000加算	
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000加算		
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000加算		
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000加算		
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000加算			
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000加算			
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000加算			
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算	

2024年6月より適用